



TOKOニュースレター

Vol. 59/2015年9月号

発行日：2015年9月28日

日ごとに秋の気配が濃くなってきております。季節の変わり目で体調を崩される方も多いような気がします。秋は、読書の秋やスポーツの秋、食欲の秋など、様々なことをするのに適した良い季節だと思います。体調には気を付けて、充実した実りの秋としたいと思います。

I. 最新情報（2015年8月1日～2015年8月31日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

特になし

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2015年8月 12日	公開 草案	学校法人委員会実務指針第40号「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示に基づく財産目録監査の取扱い」の改正について	日本公認会計士協会（学校法人委員会）では、平成26年2月における監査基準の改訂及び同年4月における監査基準委員会報告書800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」の公表を受け、学校法人委員会実務指針第40号「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示に基づく財産目録監査の取扱い」について所要の見直しを行い、併せて、関連する監査基準委員会報告書及び要求事項との関係を明示するなど、実務指針の構成等の見直しも行っていました。 このたび一応の検討を終えましたため、学校法人委員会実務指針第40号「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示に基づく財産目録監査の取扱い」の改正について（公開草案）	財産目録の作成日が平成27年4月1日以後の財産目録監査から適用する

			<p>として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p> <p><主な改正内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別目的の財務報告の枠組みに照らして検討を重ね、財産目録監査について、「特別目的・準拠性」の枠組みであるという整理をしたことに伴う所要の改正 	
2015年8月12日	公開草案	学校法人委員会実務指針第36号「私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査の取扱い」の改正について	<p>日本公認会計士協会（学校法人委員会）では、文部科学省から平成25年9月2日付けで「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」等が発出されたことを受け、平成26年1月14日付けで学校法人委員会実務指針第45号「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」に関する実務指針」を公表いたしました。</p> <p>上記の学校法人会計基準の一部改正、通知及び学校法人委員会実務指針第45号の公表に伴い、学校法人委員会実務指針第36号「私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査の取扱い」について所要の見直しを行い、併せて、関連する監査基準委員会報告書及び要求事項との関係を明示するなど、実務指針の構成等の見直しも行ってまいりました。</p> <p>このたび一応の検討を終えましたため、学校法人委員会実務指針第36号「私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査の取扱い」の改正について（公開草案）として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p> <p><主な改正内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校法人会計基準の改正によって計算書類の名称が変更になったこと等に伴う所要の改正 	平成28年3月31日をもって終了する会計年度に係る監査から（知事所轄法人については平成29年3月31日をもって終了する会計年度に係る監査から）適用する。
2015年8月12日	公開草案	学校法人委員会報告第39号「寄付金収入に関する会計処理及び監査上の取扱い」の改正について	<p>日本公認会計士協会（学校法人委員会）では、文部科学省から平成25年9月2日付けで「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」等が発出されたことを受け、平成26年1月14日付けで学校法人委員会実務指針第45号「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」に関する実務指針」を公表いたしました。</p> <p>上記の学校法人会計基準の一部改正、通知及び学校法人委員会実</p>	平成28年3月31日をもって終了する会計年度に係る監査から（知事所轄法人については平成29年3

			<p>務指針第 45 号の公表に伴い、学校法人委員会報告第 39 号「寄付金収入に関する会計処理及び監査上の取扱い」について所要の見直しを行い、併せて、関連する監査基準委員会報告書及び要求事項との関係を明示するなど、実務指針の構成等の見直しも行ってまいりました。</p> <p>このたび一応の検討を終えましたため、学校法人委員会報告第 39 号「寄付金収入に関する会計処理及び監査上の取扱い」の改正について（公開草案）として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p> <p><主な改正内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校法人会計基準の改正によって勘定科目の名称が変更になったこと等に伴う所要の改正 ・ 学校会計委員会報告第 16 号「補助金収入に関する会計処理及び監査上の取扱いについて」の記載の一部を移す 	<p>月 31 日をもって終了する会計年度に係る監査から）適用することとしております</p>
--	--	--	---	--

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

特になし

5. IT 関係（IT 委員会）

特になし

6. その他

特になし

Ⅱ. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

【不正事案についての考察】

平成25年3月に「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定について」が公表され、2年以上が経過しておりますが、今年に入ってから、東芝の不適切会計の問題が明らかになる等、不正事案は後を絶たない印象を受けます。

東芝の事案については、経営トップを含めた組織的な関与により、大きく以下の4点で不適切な会計処理が指摘されています。

- ①インフラ事業における工事進行基準適用に際して、工事原価の過少な見積もりに伴う工事損失引当金の未計上
- ②映像事業における経費計上の先送り
- ③半導体事業の在庫評価損の未計上
- ④パソコン事業部の部品取引に伴う、調達価格とマスキング価格の差額による利益計上

これらについて、第三者委員会の調査報告書では、監査法人への事実隠ぺいなどの手法が使われていたことを思料する旨の記載もあり、監査法人の責任については特に言及されていません。

その上で、第三者委員会の調査報告書によれば、再発防止策として、以下の内容が挙げられております。

【直接的な原因の除去】

- ①不適切な会計処理に関与等した経営陣の責任の自覚
- ②関与者の責任の明確化
- ③経営トップ等の意識改革
- ④企業の実力に即した予算の策定と「チャレンジ」の廃止等
- ⑤企業風土の改革
- ⑥会計処理基準全般の見直しと厳格な運用

【間接的な原因の除去】

- ・ハード面
- ①強力な内部統制部門の新設
- ②取締役会による内部統制機能（監督機能）の強化
- ③監査委員会による内部統制機能（監査機能）の強化
- ④内部通報窓口の活用
- ・ソフト面
- ①社外取締役の増員及び構成員の見直し
- ②適切な人事ローテーション等

【監査での不正リスクへの対応について】

公認会計士協会では、監査提言集という形で、監査の過程で発生した事例を通して、必要な監査手続について言及することで、監査の質的な向上を目指しています。

その提言集の中で記載されている概観としては、

- ・ 証憑書類が揃っていることと取引が実在することは必ずしも同じではない。
- ・ 監査証拠の証明力を適切に評価すること

など、これまで以上に職業的懐疑心を発揮して監査業務を行う必要性が指摘されています。

私見になりますが、不適切な会計処理の内容を見ると、会計上の見積もりや期間帰属など監査手続として検討されていてしかるべき内容の様に見受けられます。ここでは監査法人による監査手続きがどのように行われ、どのような判断に至ったのかについては言及することはできませんが、不正事案を今後の監査に生かしていくという意味では、監査法人としては、今後、さらに慎重に不正の可能性やリスクの評価に関する検討する必要があるものと思われまます。また、関与先においても原始証憑や意思決定資料の保管体制の充実などを図っていただき、相互の努力によって監査の実効性を高めていくことが望ましいかと思われまます。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703